

入札説明書

兵庫県立北はりま特別支援学校 電話交換機賃貸借に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

兵庫県立北はりま特別支援学校 電話交換機賃貸借

(2) 業務の概要

電話交換機賃貸借

詳細は5(1)のとおり、別紙仕様書のとおり確認すること

(3) 入札公告日

令和4年3月16日

(4) 仕様

別紙仕様書のとおり

(5) 契約期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

名簿に登録されていない者で、入札参加を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に、関係書類を添えて、下記へ持参し、入札参加資格の随時審査を受け、開札の日時までに物品入札参加資格者として認定された者であること。

※提出書類に不備等がある場合は、時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

【審査受付窓口】

兵庫県出納局管理課(電話番号:078-341-7711(代表)内線4937)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札参加申込書の前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和4年3月22日(火)午後4時までに4(1)アの場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

(1) 参加申込

ア 申込場所

兵庫県立北はりま特別支援学校（多可郡多可町中区間子602-1）

電話 0795-32-3672 担当 前川

イ 参加申込の期間

令和4年3月16日(水)から3月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 参加申込の方法

イの期間中にアへ持参又は送付。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間所業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和4年3月22日(火)午後4時までにアの場所に必着すること。

エ 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書(又は受付票)の写し
- (ウ) 契約履行実績確認調書
- (エ) 一般競争入札に参加を希望する者の会社概要

オ 入札参加資格の確認

- (ア) 入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。
- (イ) 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を申込み受付後、令和4年3月24日(木)までに申込者へ文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で発送する。
については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。
返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(2) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書の交付

(1) 仕様書の交付を希望する者は、次により交付を受けること。

ア 受付期間

令和4年3月16日(水)から令和4年3月22日(火)午後4時まで

イ 連絡先

兵庫県立北はりま特別支援学校(多可郡多可町中區間子602-1)担当 前川

電話 0795-32-3672 FAX 0795-32-3967

(2) 仕様書については、希望者にEメール、FAX又は郵送等により送付する。

6 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和4年3月16日(水)から令和4年3月22日(火)午後1時まで

イ 受付場所

兵庫県立北はりま特別支援学校 FAX 0795-32-3967

ウ 提出書類

質問書(様式は任意)

エ 提出方法

FAXにより提出すること。

オ 質問の回答

回答書は、本校において閲覧に供するとともに、入札参加資格者へFAX等で連絡する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じること。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約条項を示す場所及び期間

兵庫県立北はりま特別支援学校(多可郡多可町中區間子602-1)

令和4年3月16日(水)から3月22日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

9 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年3月25日(金)午後1時

場所 兵庫県立北はりま特別支援学校(多可郡多可町中區間子602-1)

電話 0795-32-3672

10 入札書の提出方法

- (1) 書面による入札とし、入札書は、参加申込書の代表者欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和4年3月24日(木)午後4時までに前記4(1)アの場所に必着のこと。
- (2) 郵送等による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封筒の表皮に「入札書」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入すること。
- (3) 前出4(1)オ(イ)の一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

11 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点について留意して記載すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。
 - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」に記載された総価格をもってする。

また、落札価格は、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)記載金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月24日(木)正午までに納入しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 過去2箇年に国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、前出4に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行うので、入札参加申込み時に契約履行実績確認調書に必要事項を記入し、提出すること。なお、免除の可否を

前出4(1)オ(イ)に併せて通知する。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保証証書を入札保証金に代えて提出したとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和4年3月24日(木)以前の任意の日から、令和4年4月1日(金)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札希望金額 100 分の 110)の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額の 100 分の 110)の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を要する。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保証証書を契約保証金に代えて提出したとき。

保険期間は、契約期間とする。

13 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

14 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和 39 年兵庫県規則第 31 号)第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限範囲内の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

16 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、または到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和4年3月24日(木)以前の任意の日を開始日とし、令和4年4月1日(金)以降の任意の日を終了日とする入札保障保険に加入すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること
- (7) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

18 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定からすみやかに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

19 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

20 契約の解除及び解除に伴う損害

契約締結後、契約者が入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときには契約を解除することがある。また、契約を解除した場合には、契約者が納付した契約保証金は兵庫県に帰属するものとする。

21 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

22 入札事務担当

兵庫県立北はりま特別支援学校 担当 前川

電話番号 0795-32-3672

所在地 多可郡多可町中区間子602-1